

# UBC情報

発行： 2024年11月1日

No. 293

Selected Clients & Professionals Relationship

～河野会計事務所からのお知らせ～

毎年10月下旬から11月上旬には税務署から年末調整関係書類が送付されます。記入間違いのないようご協力お願い致します。また、各様式は国税庁のHPにてダウンロードが可能となっていますのでご活用ください。

## トピックス

### 中小向け賃上げ促進税制の繰越控除措置

本年4月以降に開始する事業年度から適用される中小企業向け「賃上げ促進税制」は、国内雇用者に対する給与等支給額を前年度比1.5%以上増加させた場合に増加額の15%、前年度比2.5%以上の場合は30%を法人税（個人事業主は所得税）から税額控除でき、教育訓練費やくるみん認定・えるぼし認定に係る上乗せ措置により、控除率は最大で45%になります（法人税額又は所得税額の20%が控除上限）。

また、控除しきれない額がある場合は5年間繰り越すことができる繰越控除措置が設けられました。

#### ◆繰越控除措置に関するQ&A

##### Q. どのような場合に繰越控除を適用できる？

A. 本税制の要件を満たす賃上げを実施した年度において、赤字などにより法人税が課税されず控除する税額がない場合や、税額控除額が控除上限（法人税額等の20%）を超過する場合に、控除しきれなかった額を翌年度以降5年間繰り越すことができます。

##### Q. 繰り越した額を税額控除する場合は？

A. 法人税額が生じた事業年度に繰り越した額を税額控除する場合、その事業年度において雇用者給与等支給額が前年度より増加していることが必要です。

##### Q. 繰越控除を適用する場合の手続きは？

A. 繰越控除措置を適用する場合は、①未控除額が発生した事業年度以後の各事業年度の確定申告書に繰越税額控除限度超過額の明細書、及び②繰越税額控除措置の適用を受ける事業年度の確定申告書等に繰越控除を受ける金額を記載し、その金額の計算に関する明細書を添付して提出する必要があります。なお、①の明細書が提出されていない場合、未控除額は繰り越されず、繰越税額控除を適用できません。

#### 年末調整で行う定額減税に関する事務

本年は定額減税が実施されたことに伴い、給与所得者の年末調整を行う際には、年末調整時点での定額減税額に基づき年間の所得税額との精算を行う事務（年調減税事務）が必要となります。

年末調整の対象者が原則として年調減税事務の対象となり、年末調整時の現況における同一生計配偶者及び扶養親族の人数を確認して年調減税額を計算します（給与以外の所得を含めて合計所得金額が1805万円超の方は年調減税額を控除しないで年末調整を行う）。そのため、本年6月以後の給与等について月次減税を行った際に確認した扶養親族等の人数に異動があり差額が生じる場合は、年末調整で精算が行われることとなります。

## 今月施行のフリーランス法による義務等

フリーランスに業務委託する発注事業者が守るべき義務や禁止行為を定めた「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が本年11月から施行されます。

◆フリーランスに業務委託する事業者の義務は  
本法律は、「従業員を使用しないフリーランス」と「従業員を使用する発注事業者」の業務委託に適用され、発注事業者には次の義務を定めています。

◎取引条件の明示……業務委託をした場合は、直ちに業務内容や報酬額などの取引条件を書面等により明示すること（従業員を使用しない事業者も義務）。

◎期日における報酬支払……発注した物品等を受け取った日から60日以内のできるだけ早い日に報酬支払期日を設定し、期日内に支払うこと。

◎募集情報の的確表示……広告などにフリーランスの募集情報を掲載する際は、虚偽や誤解を与える表示はしてはならず、正確かつ最新の内容に保つこと。

◎ハラスメント対策に係る体制整備……ハラスメントに関する相談対応の体制整備などを講じること。

◆一定期間以上の業務委託である場合は  
上記に加えて、一定期間以上の業務委託である場合には次の項目を守る必要があります。

◎禁止行為（1ヵ月以上の業務委託）……受領拒否や報酬の減額、買いたたきなどの行為をしないこと。

◎育児介護等との両立に対する配慮（6ヵ月以上の業務委託）……育児や介護等と業務を両立できるように申出に応じて必要な配慮をすること。

◎中途解除等の事前予告・理由開示（6ヵ月以上の業務委託）……業務委託を中途解除する場合や更新しない場合は、原則30日前までに予告を行い、理由の開示の請求があった場合は開示すること。

## 平均給与は460万円で3年連続増加

国税庁の「令和5年分民間給与実態統計調査」によると、1年通して勤務した給与所得者5076万人（男性2887万人、女性2189万人、平均年齢47.0歳、平均勤続年数12.5年）の平均給与は前年比0.4%増の460万円（男性569万円、女性316万円）となり、3年連続で増加しました。

給与階級別分布をみると、400万円以下の給与所得者が合計2571万人（構成比50.7%）で約半数を占めており、男性では400万円超500万円以下の504万人（同17.5%）、女性では100万円超200万円以下の449万人（同20.5%）が最も多くなっています。なお、1千万円超の給与所得者は279万人（同5.5%）でした。



発行元 (有)ユービーシー経営 河野会計事務所

〒755-0036 宇部市北琴芝1-6-10

TEL: 0836-33-6717 FAX: 0836-33-6753

MAIL: info@ubc-net.com

URL: <http://www.ubc-net.com>



# UBC社福 情報



No. 293

発行：2024年  
11月1日

Selected Clients & Professionals Relationship



発行元

(有)ユービーシー経営

河野会計事務所

〒755-0036

宇部市北琴芝1-6-10

TEL：0836-33-6717

FAX：0836-33-6753

Mail：info@ubc-net.com

URL：http://ubc-net.com

所属：(一財)総合福祉研究会

(一社)全国地域医業研究会

## 総合福祉

### 貸借対照表各論

～純資産　その他の積立金、次期繰越活動増減差額～

#### その他の積立金

##### (1) その他の積立金について

その他の積立金には、将来の特定の目的の費用又は損失に備えるため、理事会の議決に基づき事業活動計算書の当期末繰越活動増減差額から積立金として積み立てた額を計上するものとしてされています(会計基準省令2章6条3項)。事業活動計算書の当期末繰越活動増減差額にその他の積立金取崩額を加算した額に余剰が生じた場合には、その範囲内で将来の特定の目的のために積立金を積み立てることができるものとされているため、余剰が生じない場合には積み立てることは認められません。また、積立金を計上する際は、積立ての目的を示す名称を付し、同額の積立資産を積み立てる必要があります。また、積立金に対応する積立資産を取崩す場合には、当該積立金を同額取崩す必要があります(運用上の取扱いについて19項)。

なお、会計基準省令第二号第一様式には「基本金取崩額(14)」が項目として設けられており、当該項目を計算要素に含めることの可否は明確に規定されていませんが、理論的には「余剰」の範囲に「基本金取崩額(14)」を加えることは可能であると考えます。

##### (2) 就労支援事業に関する積立金について

就労支援事業については、原則として剰余金は発生しませんが、将来にわたり安定的に工賃を支給し、又は安定的かつ円滑に就労支援事業を行うため、さらに、次のような特定の目的の支出に備えるため、理事会の議決に基づき就労支援事業別事業活動明細書の就労支援事業活動増減差額から一定の金額を次の積立金として計上することができるものとされています。その際は、積立金を計上する場合には、同額の積立資産を計上することによりその存在を明らかにしなければならないとされています。なお、次の積立金は、当該年度の利用者賃金及び利用者工賃の支払額が、前年度の利用者賃金及び利用者工賃の支払実績額を下回らない場合に限り、計上できるものとする(運用指針19(3))。

###### ア.工賃変動積立金

次に掲げる各事業年度における積立額及び積立額の上限額の範囲内において、「工賃変動積立金」の計上が可能です。

各事業年度における積立額：過去3年間の平均工賃の10%以内

積立額の上限額：過去3年間の平均工賃の50%以内

なお、保障すべき一定の工賃水準とは、過去3年間の最低工賃(天災等により工賃が大幅に減少した年度を除く。)とし、これを下回った年度については、理事会の議決に基づき工賃変動積立金及び工賃変動積立資産を取り崩して工賃を補填し、補填された工賃を利用者に支給するものとされています。

###### イ.設備等整備積立金

就労支援事業に要する設備等の更新、又は新たな業種への展開を行うための設備等の導入のための資金需要に対応するため、次に掲げる各事業年度における積立額及び積立額の上限額の範囲内において、設備等整備積立金を計上することができます。

各事業年度における積立額：就労支援事業収入の10%以内

積立額の上限額：就労支援事業資産の取得価額の75%以内

なお、設備等整備積立金の積み立てに当たっては、施設の大規模改修への国庫補助、高齢・障害者雇用支援機構の助成金に留意することとし、設備等整備積立金により就労支援事業に要する設備等の更新、又は新たな業種への展開を行うための設備等を導入した場合には、対応する積立金及び積立資産を取り崩すものとされている。

#### ウ.積立金の流用及び繰替使用

積立金は、上述のとおり、一定の工賃水準の保障、就労支援事業の安定的かつ円滑な継続という特定の目的のために、一定の条件の下に認められるため、その他の目的のための支出への流用は認められません。

しかしながら、就労支援事業に伴う自立支援給付費収入の受取時期が、請求及びその審査等に一定の時間を要し、事業の実施月から見て2か月以上遅延する場合が想定されることから、このような場合に限り、上述の積立金に対応する資金の一部を一時繰替使用することができるものとされています。

ただし、繰替えて使用した資金は、自立支援給付費収入により必ず補填することとし、積立金の目的の達成に支障を来さないように留意することが必要です。

### (3) 次期繰越活動増減差額について

次期繰越活動増減差額については、会計基準省令において以下の通り定められています。所謂民間企業における繰越利益剰余金に対応するものですが、民間企業の場合、事業活動で得られた利益の処分は株主総会の決議が必要となり、将来の特定の目的のために積立しておくもの以外は基本的に出資者である株主に配当されますが、社会福祉法人の場合、事業活動で得られた増減差額には、「処分」という概念がなく、増減差額は、将来の特定の目的のために積立しておくことができるため、「利益」という表現は用いられず「増減差額」と表現されます。

(総合福祉研究会)

## 経営

**コロナ禍で長期運営資金借入金は1,600億円増加しました**  
～本年度決算から1年ルール分の計上額も増加すると考えられます～

福祉医療機構(WAM)の融資は、社会福祉施設や医療機関等の設置・整備等に必要な資金の融資がメインですが、令和2(2020)年2月からは、新型コロナウイルス感染症により当該施設等が減収・事業停止等の影響を受けた場合の運営資金についても優遇融資(以下「コロナ融資」と言います。)を行いました。WAMの「令和4事業年度事業報告書」によれば、コロナ融資開始以来の累計融資実績は4万4,890件、2兆954億円でした。

またWAMの「業務統計」から、福祉貸付の「経営資金」、医療貸付の「長期運転資金」の令和元年度から令和4年度までの貸付契約額を集計すると、4万4,192件、2兆759億円となります。若干の違いはありますが、コロナ融資の累計実績と「経営資金」と「長期運転資金」の合計額はほぼ同じだと考えられます。なおこの貸付契約額を借入れ主体別に見ると、「医療法人」が概ね半分の1兆106億円、株式会社やNPOなど「その他法人」と「個人」の合計額が9,022億円なのに対して、社会福祉法人は1,631億円と、全体の8%弱です。

「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」の開示データから貸借対照表の固定負債の「長期運営資金借入金」と流動負債の「1年以内返済予定長期運営資金借入金(以下「1年ルール分」と言います。)」の合計額を見ると、新型コロナウイルス感染症流行前の平成30年度末(2019年3月期)は2,421億円でしたが、令和4年度末(2023年3月期)は4,039億円と、この4年間に1,618億円増加しています。WAMのコロナ融資の累計額にほぼ相当する額が借入金として残っているとと言えます。

コロナ融資は令和2年度から本格化し、その据置期間(返済猶予期間)は最長5年間でしたので、令和7年度から返済が本格化します。令和2年度に5年間の据置期間でコロナ融資を借り入れた法人は、本年度の決算から1年ルール分について流動負債に計上することとなります。(総合福祉研究会)

